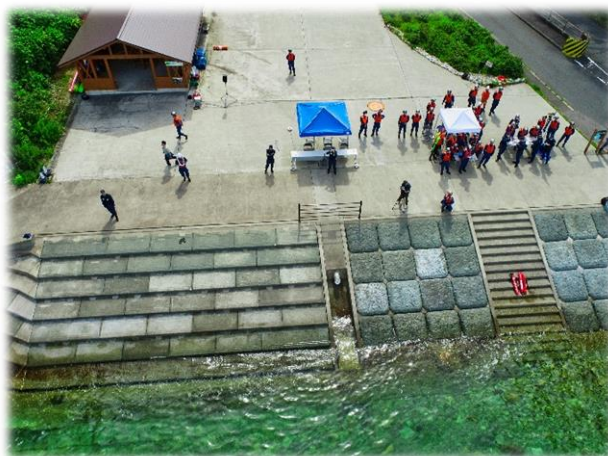


～水の事故にご注意を～ 宮古地区三機関合同水難救助訓練を実施

宮古地区広域行政組合消防本部では、令和5年7月14日（金）、宮古市の浄土ヶ浜において、岩手県警察及び海上保安庁と初の合同水難救助訓練を実施しました。

この訓練は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことを受け、三機関の顔の見える関係の再構築と連携の再確認、海水浴場のオープンを前に住民のみなさまへ水難事故の注意喚起を目的として実施したものです。

当日は三機関併せて70名が参加し、救助ボートを使用した溺水者確保や心肺蘇生法、想定訓練を実施しました。今後もこういった機会を設け、人命救助を内容とする実施機関と相互に協力して効率的な人命の救助活動を行うよう研鑽してまいります。



水の事故は、いったん事故が起きると、命にかかわる重大事故になる可能性が非常に高いのが特徴です。夏になり水辺で遊ぶ機会が増えるこの時期に、家族で水の事故について話をして事故を防止し、楽しい夏にしましょう。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201407/3.html>